

事務連絡

令和5年5月8日

各位

国土交通省自動車局

訪日外国人の病気・怪我の際の連絡先について

新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更され、5類感染症となることが決定されたことを踏まえ、観光庁から標記に係る周知依頼が別添のとおりまいりました。

つきましては、貴会におかれましては、傘下会員に対し、周知をよろしくお願いいたします。

（別添）観光庁事務連絡「訪日外国人の病気・怪我の際の連絡先について」